

東洋医療を考える会 会報

発行元:NPO 法人 医療を考える会

住所 渋谷区代々木2-39-7メゾン代々木201号

TEL 03-3375-6151 / FAX 03-3299-5275

メール iryokangaeru@waltz.ocn.ne.jp

ホームページ <http://npo-iryoo.org/>



NPO 法人東洋医療を考える会

体験マッサージのご案内 会場 千駄ヶ谷社教館3階 和室

日時 10月17日(第3木曜日)13時～15時

11月21日(第3木曜日) 両日とも千駄ヶ谷社教館 三階(茶室)

社教館の都合で会場が変わることや希望どおりにはできないこともあります。

予定が変更せざるを得ない場合もありますので、ご理解を宜しくお願いいたします。

また、予約についても変更する場合の連絡等、参加される方のご協力をお願いいたします。

7月から新会員で女性の施術師さんが参加して頂き丁寧に説明し、好評を得ています。

高齢者の参加(平日)腰痛、膝痛など日常生活習慣に注意するアドバイス冷えからくる

「つる」つらさ、歩くことの大事さ、難聴の方との会話、にぎやかな声はずみずみ。

会員同士誘い合って予約して帰られる姿は来た時の腰が曲がり辛そうだった姿が30分で

こんなに変わることを実感させて見せてくれます

連絡先 NPO法人東洋医療を考える会

東京都渋谷区代々木2-39-7メゾン代々木201

☎ 03-3375-6151

FAX 03-3299-5275 担当者 山口充子 (090-1435-3715)

新型コロナウイルス感染症への注意

田中 榮子

地球温暖化の影響でしょうか、日本も猛暑の日が続いています。
このなかで健康上、心配になるのが「感染症」です。一定の注意をはらっていきましょう。

新型コロナウイルス感染症について

- 東京都医師会は、都内感染者は7月以降増加しており、お盆明けには昨年以上に増える可能性があることを報告しています。感染力の強い変異型「KP03」が主流となっている由。
- 私たちは日常過労を避け、外出時はマスクをつける等の基本的注意を守り、感染することのないようにしましょう。
感染者数の把握も、全数報告から定点医療機関からの報告となりました。そして五類移行後は「通常の医療体制への移行を理由に、段階的に医療機関などへの支援を縮小しました。」
- 治療代や検査代が自己負担となりました。
例えば重症リスクのある人の向けの治療薬、ラゲプリオは約9万4千円で、窓口負担3割の人の自己負担は約2万8千円となります。
この感染症で苦しむ人を広げないために公費負担による助成が必要になってきます。
また、病床確保もあいまいになっています。
私たちは必要な場合は、保健所や自治体の担当者に相談していきましょう。

(朝日新聞より引用)

NPO 東洋医療を考える会、なぜ結成したの

高橋 養蔵

一般社団法人鍼灸マッサージ師会に入会して、会費に2000円のNPO 東洋医療を考える会の会費が含まれていることを知らなかった会員が多いことが、昨年、行なわれた財政プロジェクトのアンケート調査で判明しました。

「NPO」の目的や存在理由、その役割等の説明がされていないという指摘がありました。ご指摘のとうりと深く反省する次第です。結成に、至った当時の状況を要約して説明しておきたいと思います。

「詳しくは、一般社団法人鍼灸マッサージ師会、10周年記念誌を見てください」

一般社団法人鍼灸マッサージ師会は、38年前の1986年4月、「東京都保険鍼灸、マッサージ師会」として発足しました。同年9月に結成された「全国保険鍼灸マッサージ師団体連合会」に加盟し、「全国保鍼連」の中核として活動しました。

「岸イヨ鍼灸裁判」は、岸イヨさんが受診したはり灸治療の治療費を健康保険では支払わないという宮原哲朗主任弁護士、渋川孝夫氏、田島二三夫氏の無報酬の援助を受けて、1997年（平成9年）

12月の第20回の口頭弁論までたたかわれました。

この裁判は、岸イヨさんが「五十肩」で、医師の治療と鍼灸師の治療を受けて、保険請求したところ医師には保険料が支払われ、鍼灸治療に療養費が支払われなかったのが併給を認めろと起こした裁判でした。

1998年（平成10年）前半に判決が出される予定でしたが、厚労省と内密に交渉していた一部幹部の判断で「先行医療の条件を緩和する約束ができたので」裁判を下ろすという結論が出され終結させられました。【先行医療とは、医師から同意書を発行して貰った後、一定期間、医師の治療を行う必要があるということ、鍼灸マッサージの保険治療を開始するまで2週間、3週間、長い保険者で1ヶ月までということもありました。】その後、保険申請が増えました。

平成12年（2000年）療養費の委任払い拒否をする千葉県船橋、幕張の社会保険事務所や千葉農協健康保険組合などに対して、千葉地裁へ委任拒否の中止を求めた国家賠償請求裁判を提訴しました。多くの鍼灸マッサージ師が原告として参加しましたが、平成16年（2004年）の千葉地裁判決で敗訴。東京高裁に控訴しましたが平成18年（2006年）4月に判決が出され「1審と変わらず」という敗訴でした。

原告に患者さんを参加させなかったことが主張の弱点に繋がり、たたかひの輪が広がらなかったことを反省点として挙げました。

岸イヨ裁判では、患者の要望、併給禁止の通知をなくしてほしいと患者を中心とした、たかひが厚労省を動かして「先行医療の条件」をなくしました。千葉裁判は鍼灸マッサージ師（業者）の訴えだけでは、主張が弱かったので、保険者が委任払い拒否を無くす成果がありましたが、思った成果が得られませんでした。

健康保険制度は、健康保険税を払っている国民、（患者）が主体にならなければ、たたかひにならない。健康保険により医療を受ける権利、医療を選ぶ権利は国民（患者）のものです。

患者（国民）と共に運動する組織として「NPO 東洋医療を考える会」結成しました。

今回は、NPO法＝特定非営利活動促進法について書きます。

隻脚の外交官 重光葵

2024年9月7日 山西 俊夫

去年は会社の休みを利用して8月11日、群馬の西部の東善寺へ、日本人で初めてアメリカにNO!と言った男小栗上野介の墓を息子と訪ねたが、今年は8月9日息子を誘って奥湯河原に重光葵記念館を訪ねた。湯河原駅から奥湯河原行きのバスに乗り、運転手さんに記念館への行き方を尋ねたが、帰ってきた答えは、重光葵記念館など聞いたこともないであった。やれやれ地元でも人気が無いのかと苦笑した。

いずれも日本人のことをよく知ろうとする旅だったが、とにかく暑い中をよく歩いた。

帰り溪流沿いを湯河原温泉まで下ったが、紅葉が溪流を覆っており是非秋に散策されることをお勧めする。途中二人とも汗びしょりになり、たまたま日帰り温泉を見つけて湯に浸かった。

湯質は滑らかで肌に優しく、上海で天長節式典の最中に爆弾テロにより右足をつけ根から失った重光

が、戦後、勧められて奥湯河原に温泉療養のため別荘を建てたのもさもありなんとうなずけた。

重光葵ほど日本人に人気のない地味な外交官でありながら、戦前、戦中、戦後を通じて日本国の楯となって連合国と渡り合った人物はいないと思う。私の記憶にある重光葵は小学校の教科書に載っていた、ミズーリ号上で降伏文書に調印する前の黒のモーニングとシルクハット姿で直立不動の眼鏡をした背の高い人物であった。一体誰だろう？ 謎の多い日本人の印象が強かったが、そのまま今日まで見過ごしてきた。

たまたまよく通う鶴川駅前図書館の返却図書棚に、「重光 葵 連合軍に最も恐れられた男 福富 健一著 講談社 2011年8月4日 第一版」を眼にして興味を惹かれて手にしたのが重光葵との出会いである。

福富は言う。重光の精神には、今の日本人が忘れつつある「古事記」や「日本書紀」が生きているのである。重光を知るとは、戦後の日本人がどこかに置き忘れてしまった、古来受け継がれている「学を修め、業を習い、父母に孝、夫婦相和し」というような本来の日本人を取り戻すことにつながるのではあるまいか。

昭和20年(1945年)9月2日 降伏文書調印の全権は、外務大臣の重光と参謀総長・陸軍大臣の梅津美治郎であった。

重光はミズーリ号での心境を、

「降伏文書に署名することは、公人としては破滅を意味し、軍人としては自殺を意味する。しかし、自ら待望した終戦が実現し、決定的な最後の手続きをする地位にある以上、精神を込めて最後のご奉公をする覚悟であった。爆弾を見舞われるくらい予期したことであり、降伏が日本の将来を生かす道であることを心から祈った」と振り返っている。

高潔さと善良さのオーラが漂う

敵艦の上に佇むひと時に心は「澄みて」いたのである。翌日、重光は岡崎とともにマッカーサーに会う。

「ドイツは政府が壊滅し軍政を敷いたが、日本政府は壊滅していない。日本政府を通して占領政策を実行することが、もっとも賢明な策である」と説明する。

重光は、多くの日本人が豹変しマッカーサーに擦り寄る様子を、「自分の立場を擁護するためであさましい状況であった」とし、日本人の人心を「軽浮」であると分析している。

重光と親しかったイギリスのモーリス・ハンキー卿は重光について、高潔さと善良さのオーラが漂っていた。

「the aura of integrity and goodness that surrounded the man」と語っている。重光の「単純明快」な性格は、陛下のみならずマッカーサーやハンキー卿からも信頼されていたのである。

重光は、着任した英国で軍国主義の国より英国的デモクラシーのほうが強国であると記している。ロンドンがドイツの空爆にさらされたとき、多くの日本人がドイツの勝利を信じていたが、重光はイギリスの勝利を確信していた。重光の観察力、国家の捉え方は深い。

重光は、日本の危機に際し傍観者・評論家とならず常に当事者として立ち向かい乗り切ってきた。たとえば、泥沼化する日中関係には対支新政策を提唱し、大東亜戦争ではアジアの解放を戦争目的とした大東亜共同宣言の採択に成功している。戦争末期には陛下の「鶴の一声」による終戦を実現し、マッカーサーの占領に際しては軍政を中止させている。まさに重光の人生では、どのような国難にも逃げずひるまず挑戦し、国運を拓いてきた。

このような試練が重光を「男が男として惚れきる」人物、「腕も度胸も備わった」人物に育てたのであろう。重光の後輩の外交官・加瀬俊一は、「重光は決して絶望しなかった。その点はチャーチルに似ている」と、重光の胆力を絶賛している。

吉田茂が日米開戦と同時に外交から遠ざかり、鳩山一郎は軽井沢に引き籠ってしまった。

しかし、重光は戦い続けた

吉田や鳩山が意に沿わないとさっさと投げ出してしまうのに対し、重光は決してあきらめなかった。傍観者ではなく、当事者であり続けた。

日本の世論は日独伊三国同盟を支持し、戦後は再軍備を否定した。それでも重光は常に日本の為に邁進した。吉田が国民の嫌がる再軍備を遠回しにしたのとは対照的である。

吉田は「回想十年」で、「私は再軍備などを考えること自体が愚の骨頂であり、世界情勢を知らざる痴人の夢であると言いたい。これが、私が再軍備に反対する理由である」と再軍備を否定している。戦後は吉田茂が再軍備は「非常にゆっくり行こう」を掲げたのに対し、重光は吉田外交を修正し、普通の国として日米対等の軍事同盟をめざした。

「新条約は、アメリカがオーストラリアやニュージーランドなど他の国と結んでいるに似た型」をめざし、ダレスと交渉した。重光は独立国家として日米対等の軍事同盟を築こうとしたのである。

国家間の重厚さが重光と吉田では全く違う。重光と比較すると吉田の国家観はあまりにも貧弱である。ここに戦後日本の経済に偏った国家としての貧弱さ、精神的な気弱さがあるのではなかろうか。

日本はよく「戦術は有っても戦略はない」といわれるが、重光の研究者である武田知己は、重光を敢えて「戦略家」として賛美している。

そして「戦略」とは、譲歩できない国益とは何かを定義し、国家に対する脅威を選別し、国益擁護のために国際情勢のなかでどのような手段があるか考えることとしている。正鵠を射た指摘であろう。

事実、重光の世界観は、アメリカ大統領リチャード・ニクソンの大統領補佐官ヘンリー・キッシンジャーのように現実主義、冷徹である。

昭和31年（1956年）12月18日、国連総会が開かれ、日本の加盟が全会一致で可決された。

外務大臣として重光は国連加盟への謝辞を述べ、「我が国の今日の政治、経済、文化の実質は、過去一世紀にわたる欧米およびアジア両文明の融合の産物であって、日本はある意味において東西の懸け橋となりえるのであります。

このような地位にある日本は、その大きな責任を十分理解しておるのであります。私は本総会において、日本が国連の目的に対し誠実に奉仕する決意を有することを表明し、演説を終わります。」

隻脚の外交官は、会場全体から鳴り響く拍手を静かに聴いた。

重光のいう「東西の架け橋」とは、今の政治家のいう善隣外交などの大衆迎合、センチメンタルな言葉ではない。大東亜戦争をアジアの解放として戦った東洋と西洋が、昨日までアジアで戦っていた戦争の上に発した言葉なのである。

NYを去る前、重光は加瀬国連大使に、「もう思い残すことはないよ」そういつて飛行機に乗り込んだ。

昭和32年（1957年）1月26日逝去 69才。

国連総会演説を終え帰国した一か月後、狭心症の為、奥湯河原の別荘にて急死した。

“願わくは 御国の末の 栄え行き 吾名さげすむ 人の多きを”

重光は、巣鴨拘置所で「死生に直面して」と題し次のような文を遺している。

人生を有意義に過ごすとは、各人の意思の強弱にも懸かる。意思の弱きものは落伍する。いやしくも人生の意義を解し、宇宙造化の一環として有意義に一生を過ごさんとするものは、強固なる意思をもって宗教的信念をもって、人生を最も有意義に乗り切る事に努力をせねばならぬ。

人生の終焉が迫っている場合でも天命である。生の存する間は天の命ずる人生が続いておるのである。このように重光は、人生に「強固なる意思」を要求する。

自分に厳しく生きたことが分かる。息子の篤氏の話では、「子供に何々をすべきだ」などと一度もいわなかったという。

重光のような大きな人格は、これからの日本にはなかなか生まれないのかもしれない。

重光は、三国同盟に反対し、日米開戦に反対し、戦争の継続に反対した

それでも日本のために活路を求めた。それがビルマ路の閉鎖であり、対支新政策であり、大東亜共同宣言であり、鶴の一声であり、降伏文書へのサイン調印である。

日本の名誉を守り、マッカーサーの軍政さえ拒否している。今の我々よりはるかに誇り高き生き方をしている。

重光は敗戦の理由である「軍と国民が責任をなすりあう」ことを戒めている。

そんなことより「深思三考」とし「新日本の回生に向けて多くの過誤を克服せよ」と述べる。重光は敗戦の責任を軍に押し付けその場を取り繕うような思考を好まなかった。

GHQは日本から宗教と軍と伝統を奪い、さらに東京裁判史観で歴史さえ奪ったのである。

吉田茂は、「私は、日本の首相として再軍備は当分いたさない」と述べている。

この吉田の考え方が日本人の精神に与えた影響はあまりにも大きい。

重光は、昭和 26 年に吉田が結んだ「物と人の協力」である日米安保条約を日米対等の条約に改定しようと考えたのである。仮に重光が戦犯にならずにいたら、日米安保条約は対等な条約になり、自分の国は自分で守るという普通の国家になっていたであろう。

重光は、軍を国家全体の構成要素として捉えて」いる。吉田のように、国家から軍を抽出し、引き離してしまうようなことはしない。

昭和 30 年（1955 年）8 月 29 日から 31 日にかけて、ワシントンで日米安保条約の改定について重光とダレス国務長官との間で激しいやり取りが行われる。重光はダレスとの会談でヒットを打った。

重光は、軍隊は経済が豊かかどうかで存否を決定するものではなく「歴史的理性」として存在するものなのである。軍隊とは、その国の歴史の総体なのであると考える。

ところが、その後の政治家たちは重光の遺志を受け継ぐどころか吉田路線の上に安住したままである。

安保条約に対する重光の思いは継承されず、岸内閣は吉田と同じく基地を提供し米軍に守ってもらうという基本構造は変えず、六十年安保改定を行っている。

重光は吉田と違い再軍備は日本国を保存するかどうかの問題と捉え、戦争がないから軍隊なし安心することは間違いであると述べる。

重光の「巢鴨日記」、昭和 23 年（1948 年）6 月 20 日の日記には、笹川臨風著「渡辺崋山」を読んで泣くとある。幕末の先覚者、身を削り志を立て、親にこたえ、子を愛し、郷を興し、国を憂う。画家、蘭学を修め、世界の大勢を通い、国家の将来を憂いてついに罪を得ん。身を置くところなく遂に自殺す。

早速ドナルド・キーン著の「渡辺崋山」を借りた。日本人への探求は続く。

福島医大医療センターが鍼灸院を開院

福島医大会津医療センター（会津若松市）が福島市の医大敷地内に新設するサテライト鍼灸院「漢方医学研究室鍼灸部」（通称・光が丘鍼灸院）の内覧会が20日現地で行われた。

県民の健康増進に向け、漢方医学と現代医学を取り入れた高度な医療を提供する施設を関係者に公開した。

鍼灸院は福島医大病院に隣接する施設の2階に開院し、慢性的な痛みや自律神経障害など、現代医学では改善しなかったり、診断できなかったりする症状の治療や、薬の副作用を軽減する治療を行うと、福島民友新聞で新たな役割を持った鍼灸院が紹介されました。



統合医療の（福島医大敷地内に鍼灸治療の新拠点開院、福島民友新聞より）一端を担える鍼灸治療を育てるための大学病院の取り組みが始まったようです。

世界の医療の流れ

統合医療について、日本がん難病サポート協会坂井康起理事長以下のように言っています。

「最近、我が国のみならず世界各国では医療崩壊の危機が叫ばれており、医療改革を求める国民の声もいよいよ高まってきている。

確かに、近代西洋医学は、この200年の間に次々と発見・開発された新しい科学技術の導入により著しい進歩を遂げ、各種疾病の治療や予防に大きく貢献してきた。しかし、“心の癒し”や“個々の医療におけるQOLの向上”など、個人のニーズには必ずしも応えることができなくなっている。

そこで、米国において検討されたのが、鍼灸、指圧、マッサージ、カイロプラクティック、ハー योगなどの相補・代替医療である。しかし、これらは近代西洋医学を“補完”する役割は果たすことができても“代替”することはできないことが判ってきた。そ

ここで、新しい理想の医療の考え方として登場したのが、近代西洋医学と相補・代替医療、それに伝統医学を加えた“統合医療”という概念である。」アメリカをはじめ世界の医療の流れは統合医療であり、日本でもその声が広がりつつあります。このような状況の中で、政府は自国の伝統医療の一端を担う鍼灸師、あん摩マッサージ指圧師を医療に携わる者と認めず、医業類似行為を行う者だとしています。鍼灸治療、あん摩マッサージ指圧治療を健康保険により国民に提供する医療と認めません。

厚生労働省が通知により制限し、例外的に国民への提供を認めた場合に制限しています。医療を受ける権利、医療を選ぶ権利は国民のものであります。国民が必要な場合は、伝統医療も健康保険で選べるよう改善が必要です。

（久下 勝通）